

令和2年6月30日

## 電気用品安全法の遵守に係る嚴重注意について

株式会社ティクーン(旧 株式会社アドプリント)(法人番号 7120001144406)及びティクーンジャパン株式会社(法人番号 5120001187794)が輸入・販売した「エアー看板」(電気用品名:広告灯)及び「エアーアーチ」(電気用品名:送風機)について、電気用品安全法に定める技術基準に適合していないことが確認され、両社の技術基準適合義務(同法第8条第1項)違反が判明しました。

このため、近畿経済産業局は、本日、両社に対して、局長名で同法の遵守に係る嚴重注意を行い、改善措置と再発防止の徹底、早期の回収・修理を指導しました。

当該製品の使用者に対し、同社が実施しているリコールに応じていただくよう呼びかけるものです。

### 1. 経緯

経済産業省が実施した電気用品試買テストの結果、株式会社ティクーンが輸入・販売した「エアー看板」(電気用品名:広告灯)について、電気用品安全法で定める技術基準適合義務(同法第8条第1項)に違反し、「感電に対する保護」、「機械的危険源による危害の防止」などが基準を満たしていませんでした。

事実確認を行ったところ、関連会社であるティクーンジャパン株式会社においても同製品を輸入・販売していたことに加え、両社が輸入・販売した「エアーアーチ」(電気用品名:送風機)についても同様の技術基準違反があることが判明したため、本日、両社に対し、近畿経済産業局長名で嚴重注意を行い、改善措置と再発防止の徹底、早期の回収・修理を指導しました。

株式会社ティクーンのホームページを通じて、両社対象製品のリコールを告知しております。

なお、既販売製品においては、現時点での技術基準違反に起因する感電等の事故の報告はありません。

### 2. リコール対象品

製品名 「エアー看板」(BKAS-01、BKAS-02)

「エアーアーチ」(BKAA-01、BKAA-02、BKAA-04)

株式会社ティクーン(旧 株式会社アドプリント)

販売期間 平成26年10月13日～令和2年3月5日

販売台数 エアー看板 6,515台  
エアーアーチ 1,056台

ティクーンジャパン株式会社

販売期間 平成30年8月28日～平成31年2月27日

販売台数 エアー看板 758台  
エアーアーチ 109台

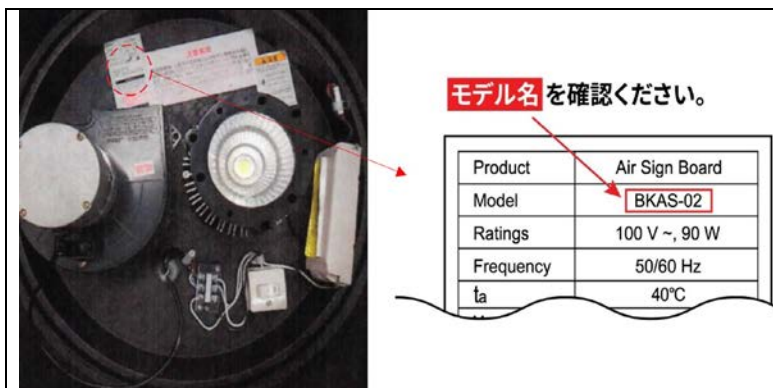
エアー看板(全体)



エアーアーチ(全体)



エアー看板土台 (内部)



エアーアーチ土台 (内部)



### 3. 事業者のリコール告知

株式会社ティクーンのホームページ

[https://www.ad-sign.jp/Page/Contents/adsign\\_recall](https://www.ad-sign.jp/Page/Contents/adsign_recall)

事業者名:株式会社ティクーン

所在地 :大阪府大阪市中央区南船場3-7-27 NLC 心斎橋4F-I  
問い合わせ窓口 : 0120-222-493 (フリーダイヤル)  
受付時間 : 9:00~18:00 (土日祝除く)  
メールでの受付 : [supportcenter@ad-sign.jp](mailto:supportcenter@ad-sign.jp)

#### 4. 利用者への注意喚起

当該商品をお持ちの方は、安全のため、事業者が行っているリコールに応じていただくようお願いします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

近畿経済産業局 製品安全室長 山田

担当者:山本、岡田

電話:06-6966-6098(製品安全室直通)

FAX :06-6966-6085